

令和6年1月22日・23日
米沢地域農業再生協議会

水田活用の直接支払交付金の 見直し等に関する説明会

米沢地域農業再生協議会事務局

目次

① 5年水張りルール

② 畑地化促進事業

①5年水張りルール

水田活用の直接支払交付金とは

- 水田で大豆、飼料作物、野菜、そばなどを作付した際に
転作作物に対する支援
- 例えば、大豆は10aあたり35,000円交付される
- この度、交付対象水田が見直しされる

①5年水張りルール

5年水張りルール

- 5年間に一度も水張りが行われない農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象外になる
- 令和4年からカウントされ、令和9年に交付対象外になる農地の発生が見込まれる
- 令和4年から令和8年までの間に1度は水張りしないと令和9年に交付対象外になる
- 令和9年以降も同様

①5年水張りルール

5年水張りルール

- 耕作者だけではなく、耕作者に土地を貸し出している地
権者においても、交付金を元に賃借料(小作料)を支払っ
ている場合に影響が出る場合がある
- 耕作者だけではなく地権者にもこのルールの周知が必要

①5年水張りルール

国説明
資料
(参考)

- ・① 「水田」を有効活用するという制度の主旨を徹底することと、
② 水田における麦・大豆、野菜等の畑作物の生産においては、連作障害の発生防止が重要であることから、水田活用の直接支払交付金の交付対象となる農地は、令和4年度以降、5年間のうち少なくとも一度、「水張り」がされているものに限ります。
- ・「水張り」は、以下のいずれかにより確認を行います。
① 水稻の作付け
② 1ヶ月以上の湛水管理の実施 及び 連作障害による収量低下が発生していないこと
(連作障害の発生防止という観点では、ブロックローテーションを行い、水稻作付けにより1作、水を張ることが望ましいですが、地域の営農体系や作業機械の所有状況など事情があって水稻作付けが困難である場合、1ヶ月以上の湛水管理による連作障害の発生防止に取り組んでください。また、畑作物を固定的に作付けする場合は畠地化することをご検討ください。)

(例)

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
水張り実施					水張りがなければ、 R10から 交付対象外 。 水張りがあれば、 また5年間交付対象。	

水張り実施

以後5年間、交付対象水田となる

水張りがなければ、
R11から**交付対象外**。
水張りがあれば、
また5年間交付対象。

以後5年間、交付対象水田となる

水張りがなければ、
R11から**交付対象外**。
水張りがあれば、
また5年間交付対象。

畠作物作付け (R4～8年度の間に一度も水張りしない)

※令和9年度から
交付対象外

①5年水張りルール

経過
国資料
(参考)

○ H28. 4

予算執行調査の開始

○ H28. 6

予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき

畦畔
(けいはん)



交付対象となっていた水田
(畦畔はない)

○ H29. 1

H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定
 - ① 湛水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
- ⇒ 要綱に反映 (H29. 4月1日付け政策統括官通知)

○ R3. 12

R3. 12に決定した方針

- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間 (R4～R8) に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

①5年水張りルール

水張りとは

- 原則として「水稻作付」
- 例外として「1か月以上の湛水管理」

※このほかに災害復旧や基盤整備に関連する事業が行われている場合も例外

①5年水張りルール

1か月以上の湛水管理の留意事項

- 水稻作付・調整水田と同等の水深
- 一筆単位(部分的な湛水は認められない)
- 雪解け水による湛水は認められない

①5年水張りルール

1か月以上の湛水管理の確認方法(令和5年度※)

- 湛水管理したことが分かる写真・作業日誌にて確認
- 現地確認を行う場合あり
- 令和5年度に1か月以上の湛水管理をしたのは9人

②畠地化促進事業

事業内容



②畠地化促進事業

● 畠地化支援

水田を畠地化して高収益作物・畠作物の本作化に取り組む農業者を支援

● 定着促進支援

水田を畠地化して高収益作物・畠作物の定着等に取り組む農業者を継続的に支援

※畠地化した水田は、水田活用の直接支払交付金の交付対象外になる

②畠地化促進事業

令和6年度の支援の内容(※今後変更の可能性あり)

対象作物	畠地化支援※1	定着促進支援※2
高収益作物	14.0万円/10a	2.0(3.0※3)万円/10a×5年間 または 10.0(15.0※3)万円/10a(一括)
5年間高収益作物の作付が必要		
畠作物	14.0万円/10a	2.0万円/10a×5年間 または 10.0万円/10a(一括)
5年間高収益作物または畠作物の作付が必要		

※1 令和6年度における取組が対象

※2 令和5年度または令和6年度において、畠地化した面積全体が対象

※3 加工・業務用野菜等の場合

②畠地化促進事業

高収益作物・畠作物

高収益作物

野菜・花き・
花木・果樹等

主食用米と比べて
面積当たりの収益性が高い作物

畠作物

麦・大豆・
飼料作物・
子実用とうもろこし・
そば等

高収益作物以外

②畠地化促進事業

その他要件

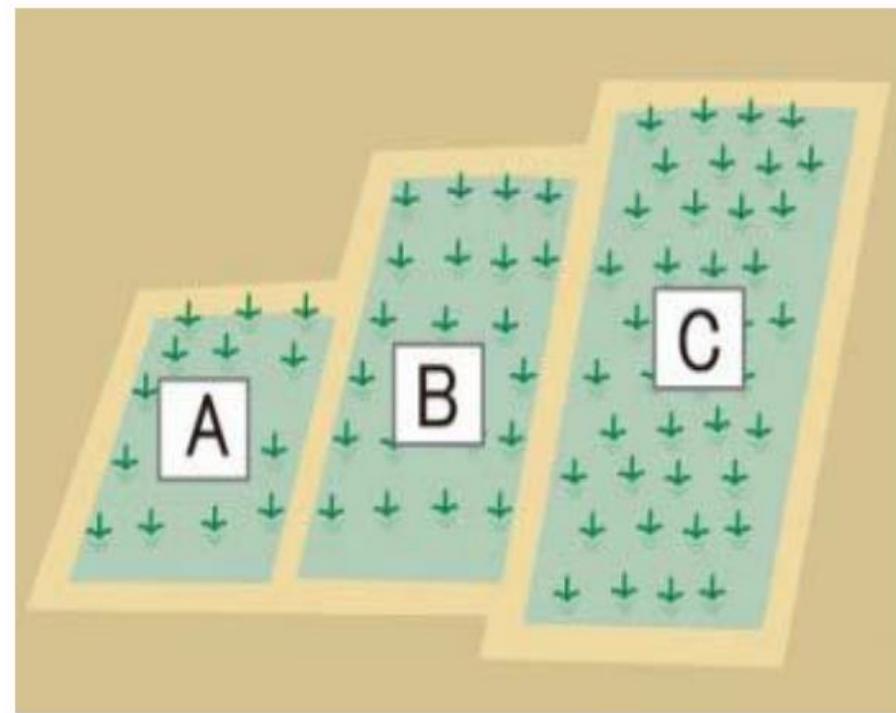
- 申請の前年度において、主食用米、戦略作物、産地交付金※又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が作付けられていることが要件
- おおむね団地化されていることが要件
- 「水田農業高収益化推進計画」を策定した場合、産地交付金(高収益作物関係に限る)を支援開始から5年間受けられる

※都道府県又は地域が作成した水田収益力強化ビジョンにおいて、交付対象となっている作物

②畠地化促進事業

団地化の例 1・2

① 2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの



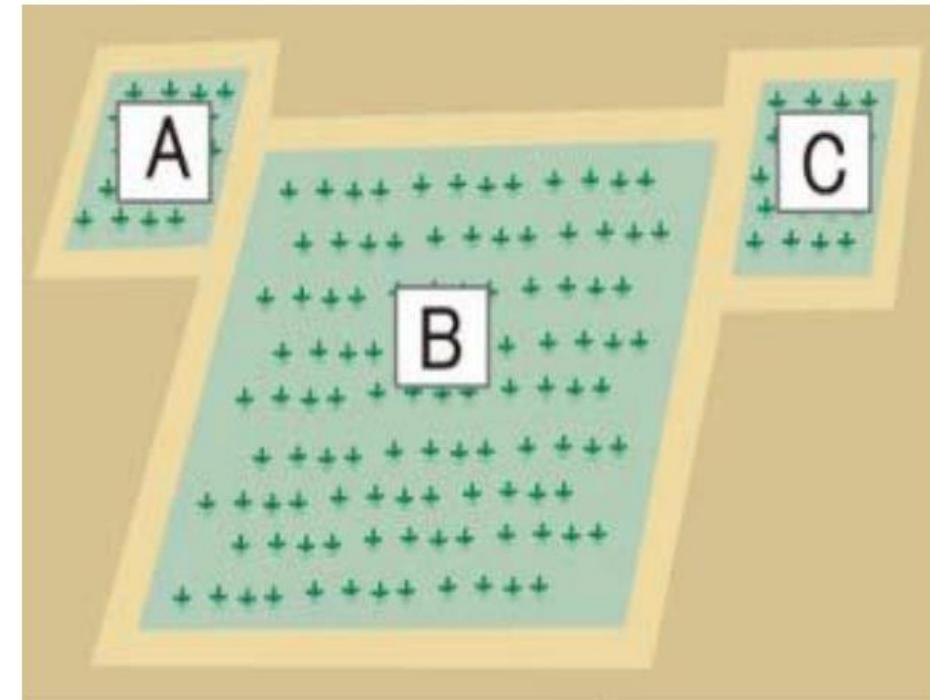
② 2筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの



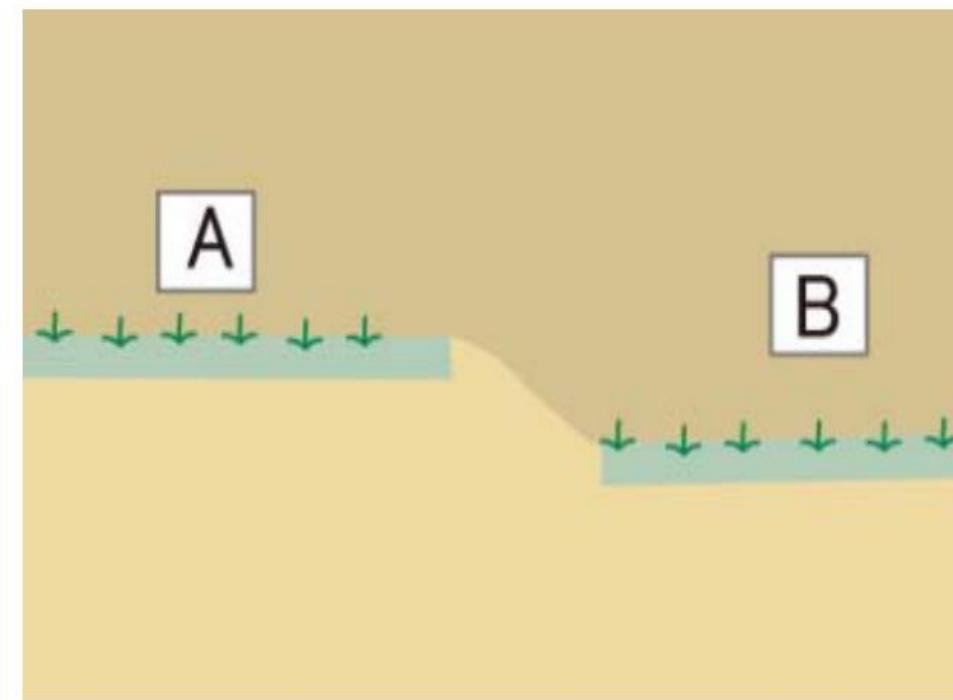
②畠地化促進事業

団地化の例 3・4

③ 2筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの



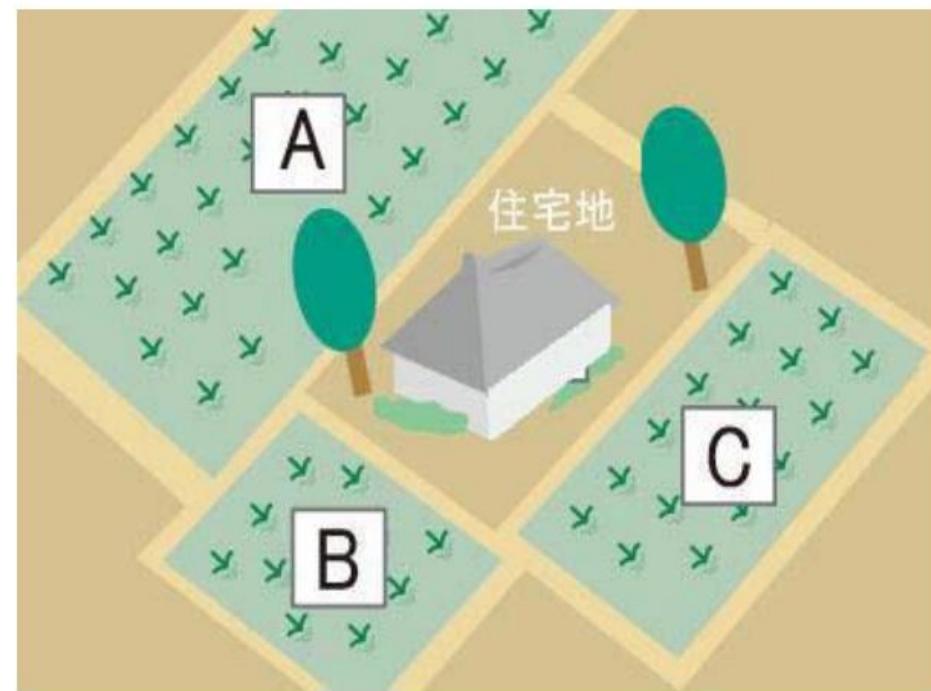
④段上をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの



②畠地化促進事業

団地化の例 5・6

⑤ 2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの



⑥ 上記のほか、地域農業再生協議会が農作業を継続するのに適当と認めるもの
(判断に迷う場合は農政局にご相談ください)

● 判断に迷う場合は
初めに農政課に
ご相談ください。

②畠地化促進事業

土地改良区決済金等支援

- 畠地化に伴い土地改良区に土地改良区決済金等を支払う必要が生じた場合の支援
- 地区除外決済金等が全額支援される(ただし上限25万円/10a)



②畠地化促進事業

令和5年度採択状況

